

MIRAI FC 運 営 規 約

第1条 (目的)

本規約は、特定非営利活動法人 ONE PIECE (以下「当法人」という)、MIRAI FC (以下「当クラブ」という)における運営に必要な事項を定め、もって当クラブにおける趣旨の実現に向けて資することを目的とする。

第2条 (登録資格)

- 1、 サッカー等を含めたスポーツを行うにあたり、健康状態に不安のないこと。
- 2、 当クラブへの登録希望者 (児童6歳～12歳) の親権者及び保護者が当法人の賛助会員であること。
- 3、 賛助会員を含めた親権者・保護者の同意があること。
- 4、 区内、区外を問わず他チームで各サッカー連盟等に選手登録をしていないこと。※第8条 (移籍)
- 5、 当クラブへ提出された個人情報を、当法人及び当クラブが “株式会社 Hampstead” の運営する連絡システム (PICRO) を使用して運営管理することに同意があること。
- 6、 活動写真・活動動画が、公式サイトやその他インターネット等にかかる場合があることに、親権者・保護者の同意があること。

第3条 (費用)

- 1、 登録者には次の費用を負担するものとする。
 - (1) 登録費：5, 200円 (初回) ※毎年度ではありません。
 - (2) 年会費：9, 800円 (小学1年生～6年生)
 - (3) ユニフォーム費用：30, 600円 (シャツ・パンツ・ソックス) ※ホーム&アウェイ
 - (4) その他費用：夏合宿・冬合宿・その他イベントなど※上記の発生する費用等は「賛助会員受取会費」、又は1部を「受取寄附金」として計上し、活動運営に充当をする。
- 2、 月会費：当クラブ登録者1名につき保護者及び親権者が、当法人の賛助会員資格を有し、毎月1口 (300円) を、23口 (1年生・2年生) 6, 900円、26口 (3年生) 7, 800円、32口 (4年生・5年生・6年生) 9, 600円を納入していること。

[付則]

- 原則、登録日は登録費用の納付日とします。
- 活動開始日は、登録日の日付、又は登録日以降の次の活動日を活動開始日とします。
- 月半ばの登録につきましては、第5条の活動日程の活動残存日が6回以上ある場合は月半ばの登録でも1カ月分の月会費が発生するものとします。
- 年度半ばにご登録された場合の賛助年会費につきましては別紙の月割計算表にて算出した金額とします。
- 賛助年会費は、施設使用料・活動用具・各連盟チーム登録費・大会参加費・その他に充当を致します。
- チーム登録費・大会参加費は、中野区少年サッカー連盟・東京都少年サッカー連盟が主催の大会に充当する。
- その他の大会等に参加する場合には費用が発生する際は、別途に参加費用をお預かりします。

- 新年度により申込口数が増減となる場合は、お申し出がない限り自動更新とします。
- 退会等のお申し出の受付期限は、第7条（1）に則り、毎年度2月末日迄とします。
- 社会・地域情勢により定めた申込口数を変更する場合がございますことを予めご了承ください。
- その際は、当クラブは予め事前に告知することとする。
- 既納の登録費及び年会費は、第6条の休部及び第7条の退会も含め理由の如何に関わらず返金はしない。

第4条（傷害保険）

- 1、当クラブへの登録にあたり、登録時に必ずスポーツ安全保険に加入しなければならない。
- 2、スポーツ保険の加入手続きは事務局が行うものとします。
- 3、当クラブの活動中における怪我・事故等については簡易的な応急処置を行う。但し、怪我の状態や状況に応じ医療機関への搬送を必要と判断した場合は搬送を行う。
- 4、スポーツ安全保険における補償をこす場合には、その責を当クラブは負わない。

第5条（活動日程）

- 1、原則、通常の活動日は平日とし、土・日・祝日は、練習・大会参加・お休み・練習試合・交流試合、当クラブが参加するイベント（その他大会等）、当クラブが企画するイベント等、を含む月6回以上とし、年度（4月～3月）を通じ72回以上の活動を行うものとします。
- 2、原則、夏期休暇・年末年始休暇は、通常の活動を行わないものとします。
- 3、年度を通じて活動日程に満たない場合は、振替練習日を設けるものとし、振替練習日に参加できなかった場合の返金等はしない。

第6条（休部）

- 1、原則として怪我・病気等で医師等から活動参加禁止の診断を受けてしまった場合に限り、当クラブに電子メール又は連絡システム（PiCRO）を使用し担当の指導員まで連絡することとし、所定の休部用紙を提出することとします。
- 2、原則、診断書等の提出は必要ありません。
- 3、休部中にあたり当クラブ登録者1名につき、賛助会費1口（300円）/月を納付すること。
- 4、月会費は、休部解除後の初回参加時にて納付するものとします。
- 5、休部期間は最長3カ月までとしますが、休部期間延長が必要の際はお申し出ください。
- 6、長期間にわたり延長等のお申し出がない場合は、予告なく除籍とする場合があります。
- 7、スポーツ保険を利用される場合には、所定の休部用紙からお申し出ください。

第7条（退会）

- 1、退会を希望する場合には、退会希望月の1ヶ月前（30日前）までに、当クラブに電子メール又は連絡システム（PiCRO）を使用して指導員に連絡することとし、所定の用紙で事務局に提出をすることとします。
- 2、ユニフォームを譲渡される場合には、退会申請書にユニフォームを譲り受ける方の情報をご記入ください。
- 3、既納の月会費・年会費等の返還はしない。
- 4、退会申請書の提出がなされない場合は、退会処理を保留状態とします。
- 5、長期間にわたり保留状態が続く場合は、予告なく除籍とする場合があります。
- 6、原則、ユニフォーム番号は無効となります。※但し、ユニフォームを譲渡される場合を除きます。

7、 退会后、各連盟の選手登録の削除を行います。

8、 退会后、PiCRO IDは無効となります。

第8条（移籍）

1、 大会期間中などの移籍については原則、各サッカー連盟の規定に則ります。

2、 当クラブに移籍される場合は、所属しているチームを退会していること。

第9条（再登録）

1、 再登録を希望される際は、当クラブにご連絡のうえ改めて登録申請届を提出することとします。再登録にあたっては第2条に則り、登録者の親権者または保護者が、当法人の賛助会員であること。

2、 再登録にあたって改めて登録費5,200円を納付することとし、必ずスポーツ保険に加入するものとする。

3、 但し、スポーツ保険加入期間中に再登録される場合には、スポーツ保険の加入の必要はありません。

4、 既存のユニフォーム番号の空きがない場合は、改めてユニフォームを作成することとします。

第10条（除籍）

保護者及び親権者を含め故意、または重大な過失により当クラブ運営及び活動、当クラブが参加する大会運営等を妨げてしまう行為。

第11条（附則）

1、 親権者及び保護者が賛助会員たる資格を喪失した場合は当クラブの登録者も退会するものとする。

2、 当クラブは、各学年の登録者10名以上において発足し、常時16名を超える参加の見込みのない場合には、休止又は廃止する場合があります。

3、 当クラブ運営規約に対する同意書（登録申請書）及び傷害保険の申し込みに係る個人情報、個人情報保護法などの法令及びガイドラインに準じて適切な管理を行い、かつ当クラブの運営についてのみについて利用するものとし、それ以外において利用しない。

4、 また本規約は社会・地域情勢により予告なく改定する場合がありますことを予めご了承ください。

5、 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

改定附則

この規定は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

MIRAIO FC